



消防自動車等の緊急走行に対する ご理解とご協力を！

消防・救急課

消防自動車や救急自動車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行し、被害を最小限とするため消防活動を行い、また急病人等には応急処置を行い、速やかに病院へ搬送しなければなりません。

消防自動車等は、緊急時に迅速に通行するため、道路

交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防自動車等が円滑に緊急走行できるよう、皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

- 消防自動車等がサイレンを吹鳴し、かつ、赤色の警光灯をつけて緊急走行し、接近してきた場合
 - ・ 一般車両は周囲の状況に配慮のうえ、速やかに進路を譲るか、交差点を避けて車両を道路の左側に寄せて一時停止してください。
 - ・ 高速道路などで本線車道に進入しようとしているときは、これを妨げないようにしてください。
 - ・ 自転車に乗っている方や歩道のない道路を歩いている方は、速やかに進路を譲ってください。
- 狭い道路などで停車をする場合は、消防自動車等の通行に支障がないように配慮してください。
- 緊急走行時にサイレンを吹鳴することは、法律で義務付けられていますので、夜間等のサイレン音に対し付近の皆様のご理解をお願いします。



(写真提供：松戸市消防局)

交通事業者・安全運転管理者の皆様へ

安全運転管理者の方々を中心に、運転者への交通安全教育の一環として「消防自動車等の優先」について、指導いただけるようお願いします。